

2024年度監査室内部監査計画について

(案)

2024年度の内部監査につき、監査室内部監査規程第11条の規定に基づいて、別紙「2024年度監査室内部監査計画書」に則り、実施することとする。

以上

【添付資料】

別紙：2024年度監査室内部監査計画書

※別紙は情報開示規程第5条第1項第五号及び第六号の規定に基づき非公表とする。

＜参考＞電力広域的運営推進機関 監査室内部監査規程

第2章 監査の実施

(監査計画書の作成)

第11条 監査責任者は各事業年度開始に先立って監査計画（年度計画書）を作成し、理事会の承認を得なければならない。